公　　示

九 州 運 輸 局 長

令 和 8 年 10 月 29 日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和8年11月9日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

（公示番号　九運公第86号）

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の上限変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要						備　考
		現　行			申　請			
長8運63	有限会社富川運送	均一制	大人	150円	均一制	大人	200円	
			小児	80円		小児	100円	